

食の安全・安心の確保交付金のうち

家畜衛生の推進（継続）

I. ポイント

近年、家畜の飼養形態の多様化、集団化等に伴い、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、都道府県域を越えて広範囲にまん延し被害が大型化することが懸念されている。

また、国内外における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生及び平成13年9月に我が国で初めて牛海綿状脳症（BSE）の感染牛が確認されるなど、安全で安心な畜産物への国民のニーズが高まっていることから、都道府県における家畜防疫体制の整備を図り、家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止の的確な推進に資する。

II. 事業の内容

- (1) 伝染性疾病の監視体制を強化するとともに事前対応型の防疫体制の構築を図るため、検査の迅速化、診断技術の高度化、病原体の暴露（バイオハザード）防止等に対応する施設・機器の整備
- (2) 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく24か月齢以上の死亡牛BSE検査実施のための検査材料の採取、検査に係る資材の購入
- (3) 家畜伝染病予防法の改正に伴い制定される飼養衛生管理基準並びに特定家畜伝染病防疫指針についての普及・推進
- (4) 地域の行政・生産者・関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防等に対する取組
等について支援を行い、国民への安全で安心な畜産物の供給体制を確保する。

III. 交付先 都道府県、市町村、農業協同組合等

IV. 交付率 定額

V. 交付額 食の安全・安心の確保交付金
2,702（2,742）百万円の内数

【消費・安全局 動物衛生課】